平成２８年（フ）第５０８６号
東京都江戸川区東葛西６丁目41―10―105
債務者　駒田　隆行
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５０９７号
東京都新宿区新宿５丁目17―６―901
債務者　小杉　拓磨
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５０９８号
東京都江戸川区松江２丁目35―７
債務者　新井　彰義
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５０９９号
東京都杉並区和泉１丁目11―３　グラッド・ブルーＡ
債務者　瀧澤　陽子
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２３４号
岡山市東区西大寺浜521番地
債務者　山下　康司
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２５６号
岡山市東区益野町283番地５
債務者　大森　英彰
1　決定年月日時　平成28年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２６６号
岡山市中区国富２丁目５番43号クレオハイツ国富203、旧住所岡山市北区大学町４番14号ヴィラリバー605号
債務者　山中　克年
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６０７号
東京都武蔵村山市岸１丁目25番地の11ルミエール102号
債務者　吉川　敦也
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月21日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第６５０号
東京都あきる野市野辺1116番地ＭＹハイツ203号
債務者　中川めぐみ（旧姓小塩）
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月21日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１１５号
釧路市春採４丁目16番114号
債務者　木下　君子
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月30日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第４０号
栃木県足利市朝倉町３丁目３番地４
債務者　青木タミ子（旧姓楠・矢野）
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月23日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２８年（フ）第４２号
栃木県足利市五十部町864番地11
債務者　新井　文江
1　決定年月日時　平成28年７月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月23日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２８年（フ）第４３号
栃木県足利市助戸新山町1040番地
債務者　櫻井　奈美
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月23日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２８年（フ）第５０８１号
東京都大田区西六郷１丁目17―13―401
債務者　鈴木　満帆
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３１０号
栃木県宇都宮市西川田東町２番４号
債務者　山口　達也
1　決定年月日時　平成28年７月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第５１０２号
埼玉県川越市大塚２丁目５―21
債務者　上穂木　祥（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部